

鹿児島市旅館業法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）及び旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(社会教育施設等の指定)

第2条 法第3条第3項第3号の条例で定める施設は、次のとおりとする。

- (1) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する公民館
- (2) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設
- (3) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- (4) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園
- (5) その他教育、文化、スポーツ施設等主として又は多数の児童、生徒の利用に供されるものであって市長が指定するもの

(市長が意見を求める者)

第3条 法第3条第4項の条例で定める者は、次のとおりとする。

- (1) 当該施設の設置者が国であるときは、当該施設の長
- (2) 当該施設の設置者が地方公共団体であるときは、当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会
- (3) 前2号以外の施設にあつては、当該施設の所在地を所管する地方公共団体の長

(衛生措置の基準)

第4条 法第4条第2項の条例で定める衛生措置の基準は、次のとおりとする。

- (1) 換気孔、窓その他の開口部は、努めて開放し、常に新鮮な外気の供給を行うこと。
- (2) 採光及び照明は、次の基準を満たすものであること。
 - ア 客室、玄関、応接室及び食堂の照度は、40ルクス以上とすること。
 - イ 調理室及び配膳室の照度は、50ルクス以上とすること。
 - ウ 浴室、洗面所及び便所の照度は、20ルクス以上とすること。
 - エ 廊下及び階段の照度は、20ルクス以上とすること。ただし、深夜にあつては、10ルクス以上とすること。
- (3) 防湿については、次の措置を講ずること。
 - ア 排水溝は、常に雨水及び汚水の排除に支障がないようにしておくこと。
 - イ 客室の床が木造であるときは、床下の通風を良好にしておくこと。
- (4) 客室、浴室、便所その他施設の内外を毎日掃除すること。
- (5) 衛生害虫等の発生防止及び駆除に努めること。

(6) 寝具類は、次の措置を講ずること。

ア 宿泊者が使用する布団、枕、座布団及び丹前は、随時日光にさらす等適当な方法により湿気を除き、かつ、清潔にしておくこと。

イ 宿泊者が使用する布団及び枕には、清潔なカバーを用いること。

ウ 宿泊者が使用する浴衣及びイに規定するカバーは、客1人ごとに洗濯したものと取り替えること。

(7) 浴室の浴槽には、清潔な湯及び水を十分に供給すること。

(8) 複数の者が共同で使用する浴室（客室に附属するものを除く。以下「共同浴室」という。

）及び当該浴室に係る設備については、次の措置を講ずること。

ア 浴場において使用する湯水は、常に清潔にして、規則で定める水質基準に適合させること。また、営業者は、規則に定めるところにより、定期的に水質検査を行い、その結果が規則で定める水質基準に適合しないときは、直ちにその旨を市長に報告すること。

イ 浴槽水（浴槽内の湯水をいう。以下同じ。）は、湯水を十分に供給することにより溢水させ、清浄に保つこと。

ウ 浴槽水は、毎日その全てを換水すること。ただし、これにより難い場合にあっては、1週間に1回以上浴槽水の全てを換水すること。

エ 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系の薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素の濃度を頻繁に測定して、その濃度は、通常時において1リットル中0.2ミリグラムから0.4ミリグラムまでを保ち、最大時においても1リットル中1.0ミリグラムを超えないよう努めるとともに、当該測定結果は、測定の日から3年間保存すること。ただし、原湯（浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入させる温水をいう。以下同じ。）若しくは原水（原湯の原料に用いる水及び浴槽水の温度を調整する目的で浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入させる水をいう。以下同じ。）の性質その他の条件により塩素系の薬剤が使用できない場合、原湯若しくは原水のpHが高くこの基準を適用することが不適切な場合、又は他の消毒方法を使用する場合にあっては、他の適切な衛生措置を講ずること。

オ 貯湯槽（原湯を貯留する設備をいう。以下同じ。）を設置する場合にあっては、次の措置を講ずること。

(ア) 通常の使用状態において、当該貯湯槽内の湯水全体の温度を摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つこと。ただし、これにより難い場合にあっては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行うこと。

(イ) 貯湯槽の生物膜の状況を定期的に監視し、生物膜が発生している場合は、その除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。

カ 濾過器を設置している場合にあっては、1週間に1回以上、当該濾過器を十分に逆洗浄（湯水を逆流させて濾過器内の汚れを除去することをいう。以下同じ。）をして汚れ

- を排出するとともに、循環配管（湯水を浴槽と濾過器との間で循環させるための配管をいう。以下同じ。）について適切な方法で生物膜を除去し、その後浴槽を清掃すること。
- キ 消毒設備を設置している場合にあつては、当該消毒設備の維持管理を適切に行うこと。
- ク 集毛器（毛髪等を除去する設備をいう。以下同じ。）を設置している場合にあつては、当該集毛器を毎日清掃すること。
- ケ 洗い場の給湯栓又はシャワーで使用する温水の温度を調整するための設備を設置している場合にあつては、当該設備を定期的に清掃すること。
- コ 浴槽水を河川、湖沼その他の公共の水域に排水する場合にあつては、環境保全のため必要な処理を行うこと。
- サ 営業者は、自主的に施設の衛生管理を行うための手引書及び点検表を作成して、従業員にその内容を周知徹底するとともに、営業者又は従業員のうちから日常の衛生管理に係る責任者を定めること。

(9) 洗面所については、次の措置を講ずること。

- ア 洗面所には、飲用に適する湯又は水を十分に供給すること。
- イ 洗面器は、常に清潔に保ち、洗面具は、消毒したものを提供すること。

(10) 便所については、次の措置を講ずること。

- ア 便所は、衛生害虫が発生しないようにすること。
- イ 防臭剤を使用する等臭気の除去に努めること。
- ウ 手洗い設備は、流水式とし、石けん又は消毒薬を常備すること。

(11) 客室の定員基準は、次のとおりとする。

- ア ホテル営業、旅館営業及び下宿営業にあつては、3.3平方メートルにつき1人。ただし、修学旅行等の多数人の団体宿泊の場合は、2平方メートルにつき1人とすることができる。
- イ 階層式寝台を有しない簡易宿所営業にあつては、2平方メートルにつき1人（宿泊を拒むことができる事由）

第5条 法第5条第3号の条例で定める事由は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊しようとする者が、泥酔者又は言動が著しく異常な者で、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (2) 宿泊しようとする者が、身体又は衣服が著しく不潔であるために、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(構造設備の基準)

第6条 令第1条第1項第11号の条例で定めるホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 洋式の構造設備による客室の数は、客室の総数の過半数であること。
- (2) 客室の天井の高さは、2.1メートル以上であること。

- (3) 客室の窓その他の開口部で採光に有効な部分の面積は、当該客室の床面積の10分の1以上であること。
- (4) 客室は、他の客室を通行しないで出入りすることができる構造であること。
- (5) 浴室は、その床面及び内壁（腰張りを含む。）のうち床面から1メートルまでの部分が不浸透性材料（コンクリート、タイル、合成樹脂その他水が浸透しないものをいう。以下同じ。）で築造されており、かつ、排水が容易に行える構造のものであること。
- (6) 共同浴室及び当該共同浴室に係る設備は、次の要件を備えること。
- ア 原湯及び原水の配管は、循環配管に接続せず、浴槽に直接供給する構造であること。
- イ 浴槽水を循環させる構造の浴槽にあっては、循環している浴槽水を浴槽の底部に近い部分で補給する構造であること。
- ウ 濾過器等を使用して浴槽水を循環させる場合にあっては、次に掲げる基準に適合すること。
- (ア) 濾過器の1時間当たりの浴槽水の処理能力は、当該濾過器に係る浴槽の容量以上であること。
- (イ) 濾過器の濾材は、逆洗浄が十分に行える構造であること。
- (ウ) 集毛器は、浴槽水が濾過器に入る前の位置に設置すること。
- (エ) 浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤の注入口又は投入口は、浴槽水が濾過器に入る直前の位置に設置すること。
- エ 打たせ湯及びシャワーを設置する場合にあっては、当該打たせ湯及びシャワーには、原湯又は原水を使用する構造であること。
- オ 気泡発生装置等（気泡発生装置、ジェット噴射装置等の水の微粒子を発生させる装置をいう。以下同じ。）を設置する場合にあっては、浴槽に供給されて24時間以内の浴槽水を使用するとともに、当該気泡発生装置等の空気の入入口から土ぼこりが入らない構造であること。
- カ 屋外に浴槽を設置する場合にあっては、屋外の浴槽水と屋内の浴槽水とが混ざらない構造であること。
- キ 回収槽（浴槽からあふれた浴槽水を回収する設備をいう。以下同じ。）を設置する場合にあっては、当該回収槽の湯水を浴用に供する構造となっていないこと。ただし、回収槽が、地下に埋没されておらず、かつ、レジオネラ属菌が繁殖しないように、回収槽の壁面の清掃及び回収槽内の湯水の消毒を容易に行える場合は、この限りでない。
- ク 適当な規模の脱衣所が隣接して設けられていること。
- (7) 洗面所は、不浸透性材料で築造されていること。
- (8) 便所は、防虫及び防臭の設備を有すること。
- (9) 宿泊者用の寝具は、収容定員の数以上を備え、その保管設備を有すること。
- (10) 客室には室名又は室番号が、共同便所、共同浴室、共同洗面所等にはその施設名が、

それぞれの入口の見やすい場所に標示されていること。

- 2 令第1条第2項第10号の条例で定める旅館営業の施設の構造設備の基準は、前項第2号から第10号までに掲げるとおりとする。
- 3 令第1条第3項第7号の条例で定める簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 一の客室の床面積は、4.5平方メートル以上であること。
 - (2) 階層式寝台を有する場合は、その階層数は2層までとし、寝台の長さは1.8メートル以上で、その幅は0.9メートル以上であること。
 - (3) 第1項第2号から第10号までに掲げる基準に適合していること。
- 4 令第1条第4項第5号の条例で定める下宿営業の施設の構造設備の基準は、第1項第2号から第8号までに掲げるとおりとする。
- 5 市長は、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第5条第1項各号に掲げる施設については、公衆衛生上支障のない範囲内において、第1項から第3項までに規定する構造設備の基準を緩和することができる。
- 6 市長は、第1項第6号（第2項、第3項第3号及び第4項において引用する場合を含む。）に掲げる事項については、公衆衛生上支障のない範囲内において、構造設備の基準を緩和することができる。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
（鹿児島市旅館業の施設の構造設備の基準に関する条例の廃止）
- 2 鹿児島市旅館業の施設の構造設備の基準に関する条例（平成15年条例第4号）は、廃止する。